

令和3年度 第2回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和4年3月28日(月)
午後3時から午後5時
開催場所 : 川口市役所第一本庁舎
6階 601大会議室

■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、鶴野州委員、大石委員、佐藤委員、清水委員、竹田委員、吹上委員、本橋委員、山南委員、若林委員、

■欠席委員

菊池委員、田村委員、渡部委員

■事務局出席者

阿部子ども部長

子ども総務課：秋葉次長、加来課長補佐、岩田係長、仲田主任、堀田主事、鈴木主事補

子育て支援課：蛭名課長、横田課長補佐

子育て相談課：横野課長、今井係長

保育運営課：内田次長、松田課長補佐

保育幼稚園課：長澤次長、若松課長補佐

青少年対策室：池沢室長、大澤室長補佐

地域保健センター：作田センター長、中森センター長補佐

学務課：高宮次長、石田係長

生涯学習課：蓮沼課長補佐

■傍聴者：0名

■配付資料

次第

資料1、参考資料 (仮称)川口市子ども条例の構成案

資料2 母子生活支援施設の廃止について

資料3-1、3-2 子ども家庭総合支援拠点について

1 開会

2 子ども部長あいさつ

3 児童福祉専門分科会長あいさつ

4 議事

議題（１）（仮称）川口市子ども条例の検討状況について

○事務局

資料１について説明。

○委員

構成案としてはとても良い。助産師会では妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援ということで、４月より産後ケア事業を実施する。お子さんが生まれた際の環境まで考えてケアができれば、子どもの虐待は減るのではないかと考えるため、今後の川口市の動向に期待している。

○委員

構成案第３章「状況に応じては、子どもだけではなく子育ての担い手に対する施策も必要である」とあるが、ここが重要なポイントであると感じた。子育ての担い手に対する施策として「コミュニケーションの場が充実していること」「それを受け入れる人材」が必要であり、将来的に子どもを育てていく上で大切な観点であると考えた。

○委員

子どもの範囲が１８歳までということで、年齢の幅が大変広いことを実感している。「誰一人取り残さず」というのはすごく難しいのではと感じた。

○委員

制定することが大切なのではなく、制定後どのように運用するかが重要である。前提として、何か起きてから対策をする仕組みではなく、未然に防ぐことに主眼を置いて施策を立てていただきたい。

年齢の制限は、設けなくてはいけないかもしれないが、１８歳でいきなり放り出されたかたが困窮しているということをよく耳にする。やはり子どもだけではなく、子育ての担い手にスポットを当て、総合的に物事を考えていくことが必要である。またこれからの時代、ＡＩの技術を導入して解決の糸口が誰でもわかるような形にしていくことはとても大事なことだと思うのでぜひ検討していただきたい。

○委員

子どもは一人で育つわけではないため、やはり担い手のためのコミュニケーションの場はとても良いと思う。基は子ども権利条約からきていると思われるが、その中の「意思表明権」のように、子どもが発言できるという旨の条文があると良い。

○委員

昔は地域の大人たちが連携していた。そのため他の所の子どもに対しても配慮をしていたが、現在は繋がりが薄くなり、配慮ができず孤立していると感じる。

子どもがいじめられているとき、それを止めようとした子に標的が変わり、学校に行けなくなってしまう。このようなこともあることから、それぞれが連携していくことが必要かと考えた。

○委員

関係課・機関が多岐にわたると思うが、抱えている問題が大きくなならないよう相談するときに、どこへいけば良いのか迷うことを防ぐため、運用についてはできる限りシンプルにわかりやすくしていただきたい。

○委員

構成案については包括的に、非常によく纏まっている。しかし、他の委員からの指摘にもあるように、運用については少し見えにくいと感じた。「18歳までを基本としつつ」とあったが、18歳を過ぎても支援を続けていくのか、それとも別の機関につなげるのかを明確にする必要があると思う。また、ユニセフの権利条約に倣い「すべての子どもが健やかに“平等に”成長することができるように」という風な文言が入ると良いのではないかと感じた。

第3章では「子どもの安全・安心」という部分に具体性が見えないため、もう少し具体的に示してはどうか。また、「妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援」とあるが、子どものための支援なのか、母親に対してなのかというところが曖昧だと感じた。

子育て期というのは、大体未就学児からだ認識しているが、人によってそれぞれだと思いためこちらでも明確にしてはどうか。

「障害児」といっても、身体的なもの知的なものとは全く違うため、一括りにすることに抵抗がある。分けていかないと対策は難しい。

最後に「状況に応じては」ということだが、子どもへの対応、親への対応というのは表裏一体なためこの一言は削除しても良いのではないかと感じた。

○委員

条例の大きな流れについては、この構成案でよろしいのではないかと感じた。難しいケースとして、保護者が病弱であったり、保護者自身が知的な障害を持っていたりすると、中々学校から子どもへの支援が届きにくい。例えばお金の使い方に関して、話し合いをしても計画的に使うことができず、月末には底をついてしまう。子育て相談課が家庭訪問をし、対処しているが、保護者への支援は子どもが小さいときに特に必要だと感じた。また子どもが大きくなりヤングケアラーになった場合、子ども自身が信頼でき、相談できる大人がそばにすることが必要である。子どもの年齢に応じた、また子どもと保護者のどちらに重点を置くのか第3・4章に盛り込んでいただきたい。

○委員

自民党の広報誌に、こども家庭庁についての掲載がある。令和5年4月1日から始動する「小学校就学前の子供に対する質の高い教育及び保育の提供その他の子供の健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援」だが、これを見る限りこども家庭庁は就学前の子どもに焦点を当てているように見える。これに基づき今後こども家庭庁も動きだしていくと思うが、川口市の検討委員会では就学前の子どもだけでなく、18歳までも含めて網羅している点では非常に重要だと考える。しかし、年齢の区切りは18歳でいいのか。養護施設で育った子どもたちが18歳で支援を打ち切られるために、進学したい子どもたちへの支援があまりできていない。養護施設で育った子どもたちが自立する際に支援をしなければならないが、進学できないという問題もある。そのため年齢の区切りが大きな課題の1つになると思う。各課各部署がどう連携をとりながらその子どもの将来の安心な生活環境を保障するか。

虐待を受けている子どもの事例を紹介したい。とある小学4年生の子どもが、自分が卒園した保育所に来て帰りがたがらない。子どもに話を聞くと、「家に帰ってもつまらない」、「お父さんが怖い」と言っていた。結局、家に帰らずに公園に1人でいるところを警察に通報され、児童養護施設に一旦預けられた。その後、子どもは警察に行けば助けてもらえることを学習し、3回保護された。子どもの将来を考えると、親の問題もあるが、このような事案についてどのように連携を取って対応するか、課題は大きいと思う。もう一つ問題を提起する。日本財団が実施してきている18歳向けの意識調査の結果によると、自分を大人だと思う18歳の割合が29%と他国と比べて著しく低いほか、自分には夢がある、自分が国や社会を変えることができるなどといった割合も軒並み低く、自分が住んでいる国の問題について主体的に考えたり悩んだり解決していこうという意識が形成されずに18歳になっているようである。子どもの権利の問題もあるが、外国人を含めた川口市の子どもの実態がどうなっているのかを探り、将来に渡

る保証をどうするかを考えることが大事だと思う。

○委員

構成案については非常に練られた内容だと思う。未就学児期の子育て支援から大人になる過程は、教育にかなり任されているため、思春期の子どもたちの生活という視点も必要ではないかと考える。

また非行問題についての内容が足りないのではないかと。川口市は東京都と隣接しており、繁華街も多く、様々な人が生活している。非行を未然に防ぐため、14歳以下の段階で対応していくことが必要ではないかと。

この条例を策定するにあたり、子ども条例を読んだ子ども・保護者が自分たちに向けての条例であると認識できる内容にしていただきたい。コロナ渦で対面が難しく、インターネット環境が整っていないため、子育て支援や親子のあそびひろばに参加できなかったという話も第1回会議の場が出たかと思うが、環境の整備についても市として考えていただければと思う。また公立保育園が保育の場として核となると考えているのであれば、保育所同士の繋がりを作るため、保育所の現場にインターネット環境を整備することも重要だと考えている。

議題（2）母子生活支援施設の廃止について

○事務局

資料2について説明。

○委員

住居の確保が必要になった場合、市の方で用意することはできるのか。

○事務局

令和2年10月時点で母子生活支援施設は全国に212か所あるため、その世帯の希望、状況等で入所先を市の方で探し、入所先が決まれば市から委託し、委託料を払うことになっている。

○委員

DVがあった場合、川口市外の方が安全の担保ができると考えているのか。

○事務局

ご指摘のとおりである。DVの場合は婦人相談センター、シェルターと他政策もあるが、母子生活支援施設であればDV対応している市外の施設を案内する。

○委員

今後市民の方々に対して、施設廃止後に他のサービス、対応策があるということをどのように周知していくのか。

○事務局

相談者の方々の意思を尊重し、相談者本人がどうしたいのか伺う。状況に応じて川口市外の施設の提案し委託を行っている。

広報というよりも要保護児童対策地域協議会の構成機関である、警察、児童相談所、学校等とが、連携を図ることで、どこかに相談すると必ず子育て相談課に話が来たところで、様々な社会的資源を使いながら案内をしていく。

○委員

廃止後の支援について需要と供給はどうなっているのか。わかる範囲で教えていただきたい。

○事務局

本市のあさひ館については居室数10室に対し、3世帯6人が令和3年度内での最大人数だったため、全国的にも受入れの余裕があるのではないかと推察している。母子等緊急一時保護事業については新たな政策である。母子等というのは、今まではあくまでも「母子」だったが「父子」も含まれるようになり、所謂ひとり親家庭への援助となる。こちらは経済的に苦しい方に、市が協定を結んでいるビジネスホテルを案内していくものである。需要と供給に係る具体的な数字はないが、この施策は、ひとり親家庭への援助として大変有効であるとしている。

議題（3）子ども家庭総合支援拠点について

○事務局

資料3-1、3-2②について説明。

○委員

この拠点は川口市の中に1つという認識でよろしいか。地域ごとに1つずつあるのか。

○事務局

川口市に1拠点である。

○委員

「家庭児童相談室」という言葉が出てきたが、この相談室が子ども家庭総合支援拠点に移行するという認識でよろしいか。

○事務局

相談業務は児童センターでも土曜日に行っているが、拠点としては1か所である。

○委員

子ども条例が制定されてから、この拠点を案内するのか。

○事務局

子ども条例の制定前でも、4月から子ども家庭総合支援拠点として相談を承る予定である。

○委員

「法的対応力の強化」「弁護士による研修会の実施」とあるが、どのような内容を想定しているのか。

○事務局

新事業のため、現在埼玉弁護士会と協議中である。研修においては日頃ケースワーカーが業務をする中で、未成年後見、養子縁組、養育費、財産分与等の法的な問題が生じるため、弁護士に研修会を依頼している。

○委員

ケースワーカーが受講する研修なのか。そこまで深い内容の相談をケースワーカーが受けるのか。

○事務局

「法的対応力の強化」については大きく分けて2つに分かれており、1つ目は先ほど申し上げた通り、相談の中で法律問題はかなり多く関わってくるため、職員向けの研修を行うものである。2つ目は、日々のケースワークの中で、どのような法的援助が必要であるか、ケースワーカーが弁護士に相談できる体制を整えるものである。

○委員

ケースワーカーとは「子ども家庭支援員」「心理担当支援員」「虐待対応専門員」すべてのことを指すの

か。

また相談員とは誰のことを指すのか。

○事務局

正規職員であるケースワーカーと会計年度任用職員である相談員のうち、資格を有するものが、配置基準のそれぞれに該当するものである。

○委員

職員の勤務体制の見直しで増員されたが、さらに増えると良い。母子で住んでいるのに他の男が来て子どもを虐待したり殺害したりという問題がある。母子の生活環境がどうなっているのかをきちんと見守らなければならないと思う。そのために支援員の方には十分に力を出してもらいたい。

○事務局

従来もそうだったが、地域保健センターや、子育て世帯の包括支援センター、要保護児童対策協議会、教育機関等と連携し、情報共有を図りながらSOSを逃さないように今後も努めていく。

○委員

弁護士への相談というのは無料という認識で良いか。

○事務局

弁護士への相談は市民から弁護士ではなく、行政がケースワークをする際の相談である。弁護士へ報酬費を支払う予定である。

○委員

児童相談所の職員が抱える相談件数は今どのような状況なのか。

○事務局

1人あたり何件担当しているかは把握できていないが、昨年実績でいうと虐待通告件数は川口市内で約1,600件あった。要保護児童対策地域協議会の対応案件は少ないが、継続するものもあれば、一度で終わるものもあり、わかりやすく言えば電話が鳴り続けている状態である。相談内容もすぐに終話するものではなく、虐待通告があれば安全確認のため訪問等もある。

○委員

さいたま市の要保護児童対策地域協議会の委員を経験したことがあるが、児童相談所の職員の数が足りず、対応しきれないことが話題となった。職員が対応しきれなくなることを防ぐために全市的に対策を行う必要がある。

○委員

問題が起こってから対応するのではなく、未然に防ぎ拡大させないことに注力した方がいい。そのためには、子ども部が中心となって対策を行わなければならない。問題を抱えている子をどのように見つけていくのか。対象者は何人いてどのような状況なのか。

子育て関連の施策についてアナウンスをきめ細やかにしていただくと、実際に活動している人がとてもやりやすくなる。

○事務局

母子健康手帳を交付する際、妊婦の方が今どのような現状なのかアンケートをとっている。すべての妊娠届に目を通し、潜在的に抱えている問題や困りごとを精査し、原則全ての妊婦の方に連絡をし、妊娠期から出産まで安心していただけるよう関わりを持っている。地域保健センターの保健師というのは、未然に防ぐための予防的介入が役割であるため、潜在的に抱えている問題を事前に察知して、将来的な虐待に繋がることのないよう継続的に支援している。

○委員

妊娠期から段階的に調査をすることが大切であると考えているため是非続けていただきたい。以前養護教諭の研修会に参加した際に、担任に調査をかけ対象の子どもが見つかってしまうと、その担任にもすごく負担がかかってしまうという意見が出た。学校の中の1クラスの問題だとしても養護教諭と担任等で分担して対処をしていく仕組みを作っていただきたい。

○委員

子ども家庭支援員は他の専門員より専門的な力が必要であると感じる。先ほどボランティアの話があったが、一般市民も巻き込んでいけるような施策をすると職員の負担が少しでも減るのではないかな。

○委員

私が住んでいる自治体では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが各学校に配置されており、全生徒と面談している。子どもの福祉や生活面に配慮できる業務を担っているかたど、子ども家庭総合支援拠点と密接に繋がることによって、未然に防ぐことができるのではないかな。

川口市の学校ではスクールソーシャルワーカーは何人配置されているのか。

○委員

スクールソーシャルワーカーについては、5人ほど配置されている。各学校で対応が必要な生徒がいた場合は、教育研究所に連絡をし、面談の日程を調整している。

○委員

その方達が、子ども家庭総合支援拠点と繋がっていると、民生委員や地域の保育所と繋がってケースワークができるのではないかなと思っている。

議題（4）その他

○事務局

議事（4）その他について説明。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

5 子ども部長あいさつ

6 閉会